

## 藤枝市中小企業景気対策特別貸付金制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、景気低迷による市内中小企業の経営安定のための運転資金を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的とする中小企業景気対策特別資金融資制度について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 中小企業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。
- (2) 取扱金融機関とは、市長と本制度について別途契約を締結した金融機関をいう。
- (3) 協会とは、静岡県信用保証協会をいう。

### (融資対象者)

第3条 融資を受けられる者は、次の各号の全ての要件に該当する中小企業者とする。

- (1) 市内に主たる店舗、工場又は事業所を有すること。
- (2) 市内で1年以上同一事業を継続していること。
- (3) 藤枝市税を完納していること。
- (4) 景気の変動で、最近3箇月又は最近6箇月の売上高が前年、2年又は3年前のいずれか同期と比較して減少していること。
- (5) 法人にあつては、市長に法人の設立（開設）を届け出て、受理されていること。

### (資金使途)

第4条 融資資金は、経営の安定を目的とする運転資金とする。

### (融資総額)

第5条 取扱金融機関が行う融資の総額は、市預託金の3倍以内とする。

### (資金措置)

第6条 藤枝市はこの要綱に基づく貸付金に充当するため、予算の範囲内の額を取扱金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託金の預託時期及び利率は、第2条第2号に定めるところにより契約した契約書に定めるものとする。

(融資条件)

第7条 この要綱による取扱金融機関の融資の条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 融資限度 1 企業につき1,000万円以内（運転資金）
- (2) 融資利率 年利1.4%
- (3) 融資期間 7年以内
- (4) 据置期間 2年以内
- (5) 償還方法 原則として元金均等割賦返済とする。
- (6) 信用保証及び保証料 協会の保証付きとし、保証料は協会の定めるところによる。
- (7) 担保及び保証人 協会の定めるところによる。

(融資の申込み)

第8条 中小企業景気対策特別資金の融資を受けようとする者は、藤枝市中小企業景気対策特別貸付金申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第4号の期間における売上台帳又は月次試算表の写し
- (2) 協会が定める書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(融資のあっせん)

第9条 市は、前条により申込みのあったものを審査し、適当と認めたものを取扱金融機関へ融資のあっせんを行うものとする。

(報告)

第10条 取扱金融機関は中小企業景気対策特別資金融資の実績について、藤枝市中小企業景気対策特別貸付金融資実績報告書（第2号様式）により、毎年4月10日に市に報告するものとする。

(協議)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度取扱金融機関と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月7日告示第16号）

1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の前に、改正前の藤枝市中小企業景気対策特別貸付金制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 3 月 23 日告示第 25 号）

- 1 この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に、改正前の藤枝市中小企業景気対策特別貸付金制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 26 日告示第 36 号）

- 1 この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に、改正前の藤枝市中小企業景気対策特別貸付金制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 27 日告示第 33 号）

- 1 この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に、改正前の藤枝市中小企業景気対策特別貸付金制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日告示第 62 号）

- 1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前に、改正前の藤枝市中小企業景気対策特別貸付金制度要綱に基づいて貸し付けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 1 月 26 日告示第 185 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（岡部町の編入に伴う経過措置）

- 2 岡部町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日に岡部町で事業を行っていた者で、編入日以後引き続き藤枝市で同一の事業を継続するものは、第 3 条第 2 号に規定する期間に、編入日以前に岡部町で事業を行っていた期間を通算する。

附 則（平成 29 年 4 月 1 日告示第 124-2 号）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4. 4. 1 告示第 83 号）

この告示は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

藤枝市中小企業景気対策特別貸付金融資申込書

藤枝市長

申込年月日 年 月 日  
借入希望年月日 年 月 日

|                  |                    |                   |                      |    |
|------------------|--------------------|-------------------|----------------------|----|
| 申<br>込<br>人      | 住所<br>(所在地)        | 藤枝市               | 設立開業年月日              |    |
|                  | ふりがな               |                   | 明治・大正<br>昭和・平成 年 月 日 |    |
|                  | 氏名                 |                   | 業 種                  |    |
|                  | 法人名及び<br>代表者氏名     |                   | 主な取扱品目               |    |
|                  |                    |                   | 資本金                  | 千円 |
|                  | 電話番号               |                   | 従業員数                 | 人  |
| 申込<br>金額         |                    | 借入期間              | か月間（ 年 月まで）          |    |
|                  |                    | 据置期間              | か月間                  |    |
| 資<br>金<br>使<br>途 | (1) 商品（原材料）仕入      | 千円                | 取扱金融機関               |    |
|                  | (2) 支払手形決済         | 千円                |                      |    |
|                  | (3) 買掛金支払          | 千円                |                      |    |
|                  | (4) 給料賃金支払         | 千円                | 担当者名                 |    |
|                  | (5) その他（ ）         | 千円                |                      |    |
|                  | (6) その他（ ）         | 千円                |                      |    |
| 売<br>上<br>高      | 最近3か月又は6か月の売上高累計 A | 直近3か年のいずれか同期累計 B  | 減少率                  |    |
|                  | ( 年 月～ 年 月)<br>千円  | ( 年 月～ 年 月)<br>千円 | (B-A)/B×100<br>%     |    |

（注）最近3か月及び6か月とは、申込日の前月又は前々月からさかのぼっての期間とする。

- 添付書類 1. 資格が確認できる書類（売上台帳の写し・試算表等）  
2. 協会が定める書類  
（申込書の制度名の欄には「藤枝市景気対策（普通）」「藤枝市景気対策（特別小口）」「藤枝市景気対策（経営安定関連）」のいずれかの表示をする）

藤枝市 確認欄

| 申込金額       | 返済期間 | 資金使途 | 所在地  | 設立開業 | 納税証明 | 売上高 | 融資斡旋 |
|------------|------|------|------|------|------|-----|------|
| 10,000千円以下 | 84か月 | 運転   | 藤枝市内 | 1年以上 | 完納   | 減少  |      |

第 ー 号  
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定し、融資のあっせんをいたします。

藤枝市長 印

信用保証協会記入欄

| 保証諾否   | 保証承諾日 | 保証金額 | 保証期間 |
|--------|-------|------|------|
| 承諾 不承諾 |       | 円    | 箇月   |

藤枝市中小企業景気対策特別貸付金融資実績報告書

藤枝市長

取扱金融機関名 ⑩

下記のとおり景気対策特別貸付金の融資実績を報告いたします。

| 年 月 日現在     |             |            |           |           |              |            |
|-------------|-------------|------------|-----------|-----------|--------------|------------|
| 氏名<br>(法人名) | 融資額<br>(千円) | 期間<br>(か月) | 貸付<br>実行日 | 最終<br>返済日 | 貸出残高<br>(千円) | 備考<br>(据置) |
|             |             |            |           |           |              |            |
|             |             |            |           |           |              |            |
|             |             |            |           |           |              |            |
|             |             |            |           |           |              |            |
|             |             |            |           |           |              |            |
|             |             |            |           |           |              |            |
|             |             |            |           |           |              |            |
|             |             |            |           |           |              |            |
|             |             |            |           |           |              |            |

※市記入欄

|              |    |              |    |
|--------------|----|--------------|----|
| 融資金額<br>(総枠) | 千円 | 融資金額<br>(累計) | 千円 |
| 融資残高<br>(件数) | 件  | 融資残高<br>(金額) | 千円 |